

やきものづくり応援補助金

公募要項

多治見商工会議所・笠原町商工会

陶磁器工業組合

多治見市やきものづくり応援補助金 公募要項

1. 目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている多治見市内の陶磁器・同関連製品製造事業者が行うコスト削減、生産性向上に繋がる省エネ設備導入に対する支援を目的とします。

2. 事業費

50,000千円（うち 補助金:49,000千円、事務受託経費：1,000千円）

※1 予算の範囲内において先着順で補助対象者を決定します

3. 補助対象事業

省エネかつ製造原価の抑制に向けた生産性向上効果を図ることができる新たな設備導入を補助対象とします。

4. 補助対象事業者

多治見市内に事業所を有する陶磁器・同関連製品製造業者※

※1 市内に本社又は事業所を有する陶磁器・同関連製品製造業者の法人及び個人事業主であって、市税に係る未納の徴収金がないものを指します。

※2 市内に本社又は事業所を有していなくても、市内に工場・作業場を有していれば補助対象事業者として認めます。

※3 市内に本社又は事業所を有していても、設備導入場所が市外の場合は、補助対象として認められません。

	設備導入場所 <u>市内</u>	設備導入場所 <u>市外</u>
本社・事業所 <u>市内</u>	○	×
本社・事業所 <u>市外</u>	○	×

5. 陶磁器・同関連製品製造業者の定義

日本標準産業分類—小分類 214 陶磁器・同関連製品製造業に属する業種の内、

自社内で製造・加工を営む事業者に限ります。

業種	具体的な業種
衛生陶器製造業	浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等及びこれらの付属品製造業
食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器製食器製造業 ・陶磁器製ちゅう房器具製造業 ・陶磁器製こんろ製造業 ・土鍋製造業
陶磁器製置物製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器製花瓶製造業 ・陶磁器製ランプ台製造業
電気用陶磁器製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器製絶縁材料製造業 ・碍子・碍管製造業 ・電気用特殊陶磁器製造業 ・電気用セラミック製品製造業
理化学・工業用陶磁器製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・理化学用陶磁器製造業 ・工業用陶磁器製造業 ・熱電対保護管製造業 ・温度計用陶磁器製造業 ・理化学用・工業用セラミック製造業
陶磁器製タイル製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・床・壁タイル製造業 ・釉薬タイル製造業 ・モザイクタイル加工業
陶磁器絵付業	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器製がん具絵付業 ・陶磁器加工業 (陶磁器に転写または装飾加工を行うもの)
陶磁器用坯土製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・陶土精製業 ・陶磁器用粘土製造業 ・陶磁器用はい(坯)土製造業
その他の陶磁器・同関連製品製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・植木鉢製造業 ・セラミックブロック製造業 ・陶瓶製造業 ・陶磁器製神仏具製造業 ・陶磁器素(生)地製造業 ・陶磁器関連商品素(生)地製造業

※1 上記、以外として陶磁器製品卸売業でも自社内で製品製造・加工を営む事業者も対象とします。

※2 陶磁器・同関連製品製造業者のいずれか1つでも、業種登録されていれば対象とします。

6. 補助対象経費

陶磁器・同関連製品の製造過程において、エネルギー（電気・ガス・原油等）使用量の削減に資する設備への切り替え経費が対象です。

設備費＋設計費＋工事費全て補助対象経費として認めます。

本補助事業で取得した備品等の資産は、補助事業以外への転用や転売を禁じます。尚、補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定すること。

7. 補助額・補助率

上限額：2,000,000円 下限額：30,000円

※1 金額は補助金額であり、総費用ではありません。

※2 上記、金額は1設備あたりです。

※3 複数回申請可能です。

補助率：補助対象経費の3分の2以内

8. 補助対象設備

(1) 補助対象設備

以下をすべて満たすこととします。

①エネルギー消費・管理を一体で行っている、多治見市内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に切り替えすること。

※1 但し、切り替えではなく、新規設備導入の中でも省エネに資する設備であれば対象とみなす。

②工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を切り替えする場合は対象とする。

③補助対象設備を導入して、省エネルギー化を図ること。

※1 但し、導入予定設備の性能（エネルギー消費効率等）の省エネルギー化が図れない設備の場合は補助対象設備とは認められない。

④製造原価抑制に関わる設備であること。

※1 製造原価・・・製品を製造する際にかかった原価の合計。主に「材料費」（商品を

製造するときに必要な材料や燃料等の費用)、「労務費」(商品を製造している従業員の賃金等)、「経費」(工場内の光熱費等)を指します。

⑤工場・作業場内に関わる設備であること

⑥中古品でないこと。

⑦その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

(2) 補助対象設備例

補助対象例	補助対象外例
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ窯 ・省エネ全自動成形機 ・省エネプレス成形機 ・省エネ施釉ライン(自動釉薬機) ・自動台車積機 ・高効率空調 ・工場・作業場の照明のLED化 ・窯の熱効率を上げるための断熱材 ・成形機設備の遮熱材 ・遮熱のためのパーテーション (作業場に設置することで空調利用を抑えるもの) ・太陽光設備による自家消費 ・フォークリフトの更新 ・生産工程の効率化を目指すIOTシステムの構築 ・検品センサーの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両 ・工場・作業場外で使用する車両 ・会計ソフト ・電話機

9. 申請について

(1) 申請期間

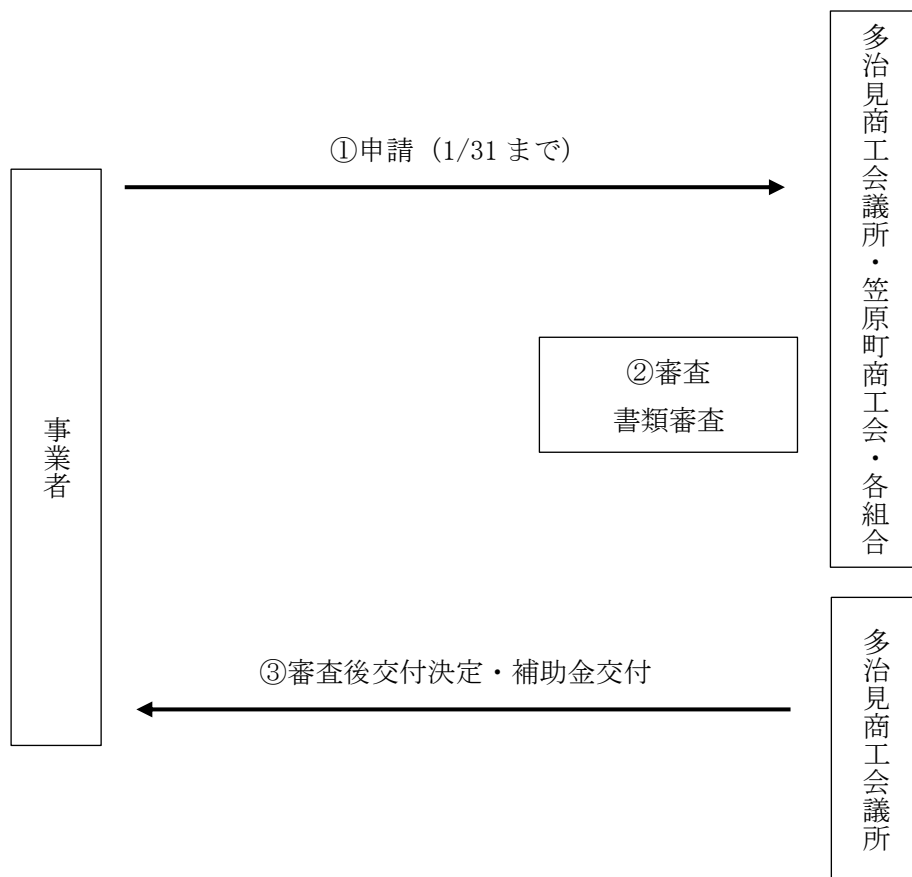
令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火) **持参**

※1 予算上限に達し次第、募集を終了致します。

※2 予算額に関しては毎営業日、多治見商工会議所HPにて掲載します。

※3 令和4年4月1日(金)から令和5年1月31日(火)までに購入し、支払いが済んでいる設備が対象です。

(2) 利用の流れ



(3) 申請書提出先

- | | | |
|---------------------------------------|---|--|
| ①・多治見商工会議所の会員事業者
・各陶磁器工業組合に無所属の事業者 | → | 多治見商工会議所へ提出
〒507-8608
岐阜県多治見市新町1-23 |
| ② 笠原町商工会の会員事業者 | → | 笠原町商工会へ提出
〒507-0901
岐阜県多治見市笠原町2081-1 |
| ③ 滝呂陶磁器工業協同組合所属の事業者 | → | 滝呂陶磁器工業協同組合へ提出
〒507-0813
岐阜県多治見市滝呂町10-57 |
| ④ 市之倉陶磁器工業協同組合所属の事業者 | → | 市之倉陶磁器工業協同組合へ提出
〒507-0814 |

岐阜県多治見市市之倉町2-180

⑤ 高田陶磁器工業協同組合所属の事業者 → 高田陶磁器工業協同組合へ提出
〒507-0018
岐阜県多治見市高田町5-37

⑥ 笠原陶磁器工業協同組合所属の事業者 → 笠原陶磁器工業協同組合へ提出
〒507-0901
岐阜県多治見市笠原町神戸区2105-4

(4) 申請書類

提出書類	法人	個人
① 補助金交付申請書兼振込依頼書（様式1）	○	○
② 補助金振込通帳（写し）	○	○
③ 履歴事項全部証明書（申請期間内のもの）	○	○
④ 確定申告書B及び所得税青色/白色申告決算書（写し）	○	○
⑤ 多治見市発行の市税に滞納が無いことの証明（完納証明）	○	○
⑥ 見積書・仕様書・保証書・製品カタログ等（写し） ※ いずれか1枚のみで可	○	○
⑦ 請求書（写し）※1 店頭購入、ネット購入の場合は不要	○	○
⑧ 振込明細表・領収書・レシート等（写し）	○	○
⑨ 導入設備の写真	○	○

○・・・必須 斜線・・・不要

① 補助金交付申請書兼振込依頼書（様式1）

原本を提出下さい。また、補助金を振込する口座情報を記載頂き、実印を押印下さい。

② 補助金振込通帳（写し）

補助金振込依頼書に記載した口座情報の通帳表紙・見開きの写しを提出下さい。

③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- ・申請期間内（令和4年12月1日～令和5年1月31日）に発行した分が対象となります。
- ・原本を提出下さい。複数回申請する場合は、2回目以降はコピーで可です。

④ 確定申告書B及び所得税青色/白色申告決算書（写し）

- ・税務署の受領印が押印された、令和3年12月分の確定申告書B及び所得税青色申告決算

書（写し）を提出下さい。

- ・電子申告（e-Tax）を行った場合は、申告が受付されていることがわかる証憑（受信通知書等）を併せて提出下さい。

⑤ 多治見市発行の市税に滞納が無いことの証明（完納証明）

多治見市完納証明書を提出下さい。未納の徴収金が無いこと。複数回申請する方で、1回目と同月申請の場合はコピー可とし、申請月が変わる場合は再度原本を提出下さい。

⑥ 見積書・仕様書・保証書・製品カタログ等（写し）

製品内容（製品型番、製造年等）が確認できる書類をいずれか1枚提出下さい。

⑦ 請求書（写し）

見積書等と製品内容が同一である請求書を提出下さい。

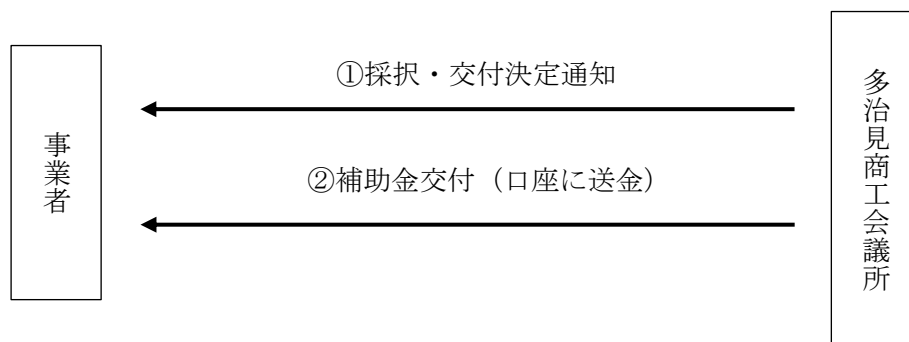
⑧ 振込明細表・領収書・レシート等（写し）

振込、現金支払い可。支払いしたことが分かる明細表、領収書等をいずれか1枚提出下さい。

⑨ 導入設備の写真

導入した設備の写真を提出下さい。工場または作業場に設置したことが分かるよう撮影して下さい。

(5) 交付決定・補助金交付の流れ



- ① 補助金交付決定は、申請期間内でも随時実施致します。交付決定した事業者には多治見商工会議所より「採択・交付決定通知書」を配布致します。

- ② 「採択・交付決定通知書」配布後、多治見商工会議所より補助金交付致します。

10. その他

(1) 財産の処分制限

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が5万円以上であるときは、多治見商工会議所の承認を受けなければなりません。補助事業者は、承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければなりません。

(2) 書類・帳簿等の保存期間

補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は補助金交付を受けてから、5年間保存しなくてはなりません。多治見商工会議所の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

(3) 留意事項

- ①同一事業者が同一内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願または受給済の場合には、重複して採択いたしませんのでご注意ください。
- ②お申込みは、納品、支払いが完了後、各組織へ持参下さい。お申込みしていたとしても予算の都合等により、途中で募集を打ち切ることがございます。ご承知おき下さい。
- ③予算の都合等により、必ずしも補助率3分の2受給できるとは限りません。特に、予算上限直前の場合は、調整することがございます。ご承知おき下さい。
- ④申請内容に虚偽が発覚した場合、補助金の交付を受けることができません。万一、補助金受給後に不正受給が発覚した場合、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置が取られる可能性があります。

【問い合わせ先】

多治見商工会議所 商工相談所

〒507-8608

岐阜県多治見市新町 1-23

TEL : 0572-25-5000 FAX : 0572-22-6100

URL : <https://tajimi.or.jp/>

営業時間 : 平日 8:30~17:00 (土日祝祭日除く)